

十津川村障害者活躍推進計画

機関名	十津川村
任命権者	十津川村長
計画期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
十津川村における障害者雇用に関する課題	<p>十津川村においては、長年法定雇用率が未達成であったが、令和元年以降、障害者雇用枠での積極的な採用活動を行った結果、令和2年に法定雇用率を達成するに至った。</p> <p>令和2年以降、法定雇用率を上回る状況となっているが、令和6年4月から段階的に法定雇用率の引き上げが行われることから、今後も採用活動に取り組むとともに、障害者の職場定着を推進していく必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】 各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和4年6月1日時点の実雇用率：2.61%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口を総務課に設置する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制の充実（支援担当者の配置等）や外部の関係機関（奈良労働局、下市公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関、障害者就業・生活支援センター）との連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定（既存業務の切出し等）及び創出（複数の作業の組み合わせによる新規業務の創出等）について検討を行う。</p> <p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	<p>○相談窓口への相談のほか、定期的実施する面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
	(2) 募集・採用	<p>○採用選考にあたり、障害者からの要望を踏まえ、面接における支援施設担当者の同席を認めるなど、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他		
		<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>